

# 越谷市放射線対策基本方針

平成24年1月策定

平成24年4月改正

平成25年4月改正

平成26年4月改正

埼玉県越谷市

## 目 次

第1章	背 景	1
第2章	現 状	1
第3章	基本方針	1
第4章	対策内容	2
	1. 対策方針	2
	2. 実施主体	2
	3. 実施内容	3
	（1）放射線等の監視（モニタリング）	3
	①空間放射線量の測定	
	②給食食材の調査	
	③水道水・農産物等の調査	
	（2）放射線量低減対策等	3, 4
	①空間放射線量が目標値を超えた場合	
	②給食食材が目標値を超えた場合	
	③水道水・農産物が基準値等を超えた場合	
	（3）実施状況の公表	4
	4. 国、埼玉県、近隣5市1町との連携について	4
	5. 市民、事業者への情報提供について	4
第5章	方針の見直し	4
付 表	越谷市における放射線等の目標値一覧	5

## 第1章 背景

平成23年11月11日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）の基本方針が、また、平成23年12月14日に「除染関係ガイドライン」が国より示されました。さらに、食品を摂取することによって生じる内部被ばくについて、厚生労働省は、平成24年4月1日に、これまでの食品中の放射性物質に関する暫定規制値を改め、新たな基準値を適用し、より一層、食品の安全・安心を確保するとしています。

越谷市では、これらの方針等を踏まえ、放射線に対する取組みを計画的に進め、市民の安全・安心を守るため、越谷市放射線対策基本方針（以下「方針」という。）を策定し、継続的な放射線対策に取り組んでいます。

## 第2章 現状

越谷市では、外部被ばく対策として平成23年6月から、小中学校、保育所、公園等の主に子どもが利用する公共施設について空間放射線量の測定調査等を実施し、小中学校、保育所、公園などの施設において、放射線量を年間1ミリシーベルト以下（自然界及び医療からの放射線量を除く）とすることを目標に、比較的空間放射線量の高い箇所について低減策を進めてきました。これらの取り組みの結果平成25年度に行った公共施設等の空間放射線量測定では、全ての測定地点で目標値（年間1ミリシーベルト以下）を達成している状況となっています。また、内部被ばく対策として小中学校や保育所等で提供される給食食材等の検査を実施し、食の安全に対する不安解消に努めています。さらに、本市では、近隣の草加市、三郷市、八潮市、吉川市、松伏町との連携のもと、平成23年9月に埼玉県東南部地域放射線対策協議会を設立し、広域的な放射線対策や東京電力株との賠償交渉に取り組んでいます。

## 第3章 基本方針

越谷市は、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線対策について、市民の安全・安心を守り、放射線という目に見えない不安解消に向けて、以下のとおり取り組みます。

1. 市の施設等の放射線量の推移を引き続き把握し、適切に対応するとともに、目標値（年間1ミリシーベルト以下）を維持していきます。
2. 学校給食食材等の放射性物質検査を引き続き実施し、安全・安心な給食・水道水等の提供に努めます。
3. 市民の放射線に対する不安等を解消するため、測定値等の情報提供や放射線・放射能に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

## 第4章 対策内容

### 1. 対策方針

放射性物質汚染対処特措法の基本方針では、国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告及び原子力安全委員会の「基本的考え方※1」等を踏まえ、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目標としています。

越谷市ではこれを踏まえ、子どもが多く利用する公共施設等をはじめとして、「追加被ばく線量 年間1ミリシーベルト以下」を目標とします。

この目標の達成のため、空間放射線量※2の目標値を地表面から1mまたは50cmで毎時0.23マイクロシーベルト未満、5cmで毎時1マイクロシーベルト未満とし、目標値を超える場合は低減対策を実施することとします。

給食・水道水・農産物については、現在のところ本市において厚生労働省の定める基準値を超えた放射性物質が検出されてはおりませんが、引き続き埼玉県等と連携し必要な検査を実施することとします。

※1 「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的考え方について」（平成23年7月19日原子力安全委員会）

※2 自然界からのうち、大地及び宇宙からの放射線量のみ含む放射線量

### 2. 実施主体

対策の実施主体は次のとおりとします。

被ばく対策の種類	対象	実施者
放射線による外部被ばく	市の公共施設	越谷市
	公共的施設 (私立保育園、私立幼稚園等)	施設管理者 (ただし、越谷市も測定等に協力する)
	民間の私有地	所有者、管理者
放射性物質の間接摂取による内部被ばく	学校・保育所・児童発達支援センター等の給食	埼玉県、越谷市
	水道水	埼玉県、越谷・松伏水道企業団
	農産物	埼玉県、JA越谷市

### 3. 実施内容

#### (1) 放射線等の監視（モニタリング）

##### ①空間放射線量の測定

市の公共施設について空間放射線量の測定を行います。また、公共的施設についても、測定に協力します。なお、測定は「越谷市空間放射線量測定方針」に準じて行うものとします。

##### ②給食食材の検査等

###### 【学校・保育所・児童発達支援センター等の給食の検査等】

出荷制限された食材が混入しないよう、発注及び納品時のチェックを行うとともに、「越谷市小中学校、保育所等の給食食材の放射性物質測定方針」に基づき、市が所有する放射性物質測定機器により、検査を行います。

##### ③水道水・農産物等の調査

###### 【水道水に関する調査】

水道水を供給しております越谷・松伏水道企業団では、水道水の約9割が埼玉県庄和浄水場・新三郷浄水場より受水したもので、残り約1割が区域内の井戸から地下水をくみ上げたものです。埼玉県は、すべての県営浄水場の水の検査を実施しています。地下水については、地下250メートルから400メートルの深さから取水しており、取水から浄水処理、送水にいたるまですべて閉鎖されていますので、放射性物質の影響を直接受けることは無いと考えられますが、企業団では、安全確認のため、浄水場（築比地・南部）の地下水浄水処理後の水の検査を行います。

###### 【農産物に関する調査】

市では、J A越谷市と連携し、埼玉県が実施する国の統一した測定方法による放射性物質の農産物への影響調査に協力していきます。

また、地産地消の拠点施設である農産物直売所等において行う、J A越谷市の放射性物質の検査を支援します。

#### (2) 放射線量低減対策等

施設管理者等は、測定の結果を基に本方針に沿って放射線量低減対策等を実施します。

##### ① 空間放射線量が目標値を超えた場合

再測定を実施し、低減作業の範囲を確認した後、校庭や敷地内の表土除去や除草作業、側溝清掃などを行います。なお、低減対策は「除染関係ガイドライン」（環境省）に基づき行います。

## ②給食食材が目標値を超えた場合

### 【学校・保育所・児童発達支援センター等の給食食材】

測定の結果、放射性物質が1キログラムあたり20ベクレルを超えた食材（セシウムについては、セシウム134、セシウム137いずれかが10ベクレルを超えた食材）は、使用を中止し他の食材に変更するなどの対応を行います。

## ③水道水・農産物が基準値等を超えた場合

### 【水道水】

越谷・松伏水道企業団では、河川水を水源とする埼玉県水の放射性ヨウ素が、乳児の指標値である1キログラムあたり100ベクレルを超えた場合及び放射性セシウムが1キログラムあたり10ベクレルを超えた場合は、1歳未満の乳児を持つ世帯へ安全な水の応急給水を行います。

### 【農産物】

埼玉県やJA越谷市が実施した測定の結果、厚生労働省の定める基準値を超えた農産物については出荷や販売が停止されます。市では生産者との連絡調整に協力し、ホームページ等で測定結果を公表します。

## （3）実施状況の公表

本方針に基づく、空間放射線量の監視結果、給食食材等の放射性物質の調査結果、低減対策の実施状況については、広報こしがや、越谷市ホームページ等により随時公表します。

## 4. 国、埼玉県、近隣5市1町との連携について

市では、国や埼玉県と連絡調整を行い、必要な措置について要望をしております。また、埼玉県東南部地域放射線対策協議会により、近隣5市1町と連携し、広域的な対応に取り組めます。

## 5. 市民、事業者への情報提供について

大学や国の機関等からの情報を把握し、市民、事業者の皆様に放射線や健康への影響についての正しい知識や情報の提供に努めます。

放射線量の測定結果や放射性物質の調査結果等の情報については、随時ホームページに掲載するとともに、広報こしがやでお知らせします。

## 第5章 方針の見直し

今後の監視（測定）結果や、放射性物質汚染対処特措法の基本方針等を見直しにより、対策内容の変更も想定されることから、本方針は必要に応じて随時見直しをするものとしてまいります。

## 越谷市における放射線等の目標値一覧

項目	目標値	根拠
空間放射線量	地上 5cm	毎時1マイクロシーベルト未満
	地上50cm	毎時0.23マイクロシーベルト未満 (小学校以下・特別支援学校の場合)
	地上 1m	毎時0.23マイクロシーベルト未満
プール水	放射性セシウム 1キログラムあたり10ベクレル以下	平成24年4月1日施行 食品衛生法に基づく食品の放射性物質に関する 放射性セシウムの基準値
土壌	放射性セシウム 1キログラムあたり5,000ベクレル以下	平成23年4月8日原子力災害対策本部「稲の作付けに関する考え方」
給食	放射性ヨウ素 1キログラムあたり20ベクレル以下	越谷市小中学校、保育所等の給食食材の放射性物質測定方針
	放射性セシウム セシウム134 1キログラムあたり10ベクレル以下 セシウム137 1キログラムあたり10ベクレル以下	
水道水	放射性ヨウ素 1キログラムあたり100ベクレル以下(乳児)	平成23年3月21日厚生労働省健康局水道課長「乳児による水道水の摂 取に係る対応について」
	放射性セシウム 1キログラムあたり10ベクレル以下	平成24年4月1日施行 食品衛生法に基づく食品の放射性物質に関する 放射性セシウムの基準値
一般食品 (農産物を含む)	放射性セシウム 1キログラムあたり100ベクレル以下	平成24年4月1日施行 食品衛生法に基づく食品の放射性物質に関する 放射性セシウムの基準値

\*セシウムは、セシウム134とセシウム137の合計値とする。(給食については、セシウム134・137それぞれで目標値を設定)